

# 第1章 総論

## 第1 趣旨

「第1」は、県指針をベースに、一部札幌市を参考に改変

- 1 この静岡市環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）は、静岡市環境影響評価条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、条例第2条第2号に規定する対象事業（以下「対象事業」という。）に係る以下の事項を適切に行うために、必要な指針を定めるものである。
  - (1) 計画段階配慮事項
  - (2) 環境影響評価の項目
  - (3) 計画段階配慮事項及び環境影響評価の調査、予測及び評価の手法等
  - (4) 環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）
  - (5) 事後調査の項目及び手法等
  - (6) 配慮書、方法書、調査実施計画書、準備書、評価書、事後調査計画書及び事後調査報告書（以下「配慮書等」という。）の記載内容等
- 2 この技術指針は、条例に定める対象事業に共通するものとして定めるものであり、環境影響評価に関する調査等を行うに当たっては、事業及び地域の特性に配慮し、この技術指針に定められた標準的な調査等の項目及び技術的方法以外のものも選定することができる。
- 3 この技術指針は、環境影響評価等に関する今後の科学的知見の進展、事例の積み重ね等に応じて適切な判断を加え、必要な改定を行うものとする。

## 第2 配慮書等の記載内容等

「第2」は、札幌市の例を参考に記載  
【別表1】は、原則、県指針の各図書の作成に関する事項による

### 1 配慮書等の記載内容

配慮書等の記載内容は【別表1】を基本とする。

なお、配慮書等の作成に当たっては、できる限り簡素かつ平易な文章表現とし、学術的専門用語の使用は必要最小限にとどめるよう努めるものとする。また、視覚的な表示方法など、理解しやすい記述方法に努めるものとする。

【別表 1】 配慮書等の記載内容

	記載項目	記載内容等
① 配慮書	(1) 事業者の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載する。</li> </ul>
	(2) 対象事業の名称、目的及び内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の内容は、次に掲げる事項とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 対象事業の種類</li> <li>イ 対象事業の規模</li> <li>ウ 対象事業実施想定区域</li> <li>エ その他の対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの</li> </ul> </li> <li>ウの記載に当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにする。</li> </ul>
	(3) 対象事業の実施想定区域及びその周囲の概況	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施想定区域の概況を記載するに当たっては、入手可能な最新かつ最適な文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）について、【別表 2】に掲げる事項の区分に応じて記載する。</li> <li>記載に当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにする。</li> </ul>
	(4) 対象事業に係る 2 以上の計画について、計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画段階配慮事項について、【別表 4】を参考に表形式で整理する。</li> <li>計画段階配慮事項として抽出した理由を記載する。</li> <li>計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめる。</li> </ul>
	(5) 環境の保全の見地から配慮した内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施想定区域に応じて【別表 3】の地域別配慮事項を参考に、配慮すべき内容を検討し、その結果を記載する。</li> <li>検討の結果は、【参考様式】を参考に、配慮事項ごとに内容を整理してとりまとめる。</li> </ul>
② 方法書	(1) 事業者の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>①(1)に準じる。</li> </ul>
	(2) 対象事業の名称、目的及び内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>①(2)に準じる。</li> </ul>
	(3) 対象事業を実施しようとする区域（以下「実施予定区域」という。）及びその周囲の概況	<ul style="list-style-type: none"> <li>①(3)に準じる。</li> <li>配慮書段階で述べられた市長等の意見を勘案し、必要に応じて情報を追加する。</li> </ul>

	(4) 配慮書について提出された意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第 10 条第 1 項の規定により、提出された意見の概要を取りまとめて記載する。</li> </ul>
	(5) 配慮書についての市長の意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第 12 条第 1 項の規定により、市長が述べた意見を記載する。</li> </ul>
	(6) (4) (5) の意見についての事業者の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (4) (5) の意見の概要又は意見の項目ごとに事業者の見解を明らかにする。</li> </ul>
	(7) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目を記載する。</li> <li>・ 当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について、選定した理由又は選定しなかった理由を明らかにする。</li> </ul>
	(8) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第 14 条第 2 項の規定により、相互に関連する 2 以上の対象事業について、併せて方法書を作成した場合にあつては、対象事業に係る方法書において、その旨を明らかにするものとする。</li> </ul>
③ 調査実施計画書	(1) 事業者の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①(1)に準じる。</li> </ul>
	(2) 対象事業の名称、目的及び内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①(2)に準じる。</li> </ul>
	(3) 実施予定区域及びその周囲の概況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①(3)に準じる。</li> </ul>
④ 準備書	(1～6) 事業者の氏名及び住所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ②(1)から(6)に準じる。</li> </ul>
	(7) 方法書について提出された意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第 18 条第 1 項の規定により、提出された意見の概要を取りまとめて記載する。</li> </ul>
	(8) 方法書についての市長の意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第 20 条第 1 項の規定により、市長が述べた意見を記載する。</li> </ul>
	(9) (7) (8) の意見についての事業者の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (7) (8) の意見の概要又は意見の項目ごとに事業者の見解を明らかにする。</li> </ul>
	(10) 環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次に掲げる事項を記載する。</li> <li>ア ③で選定した環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法</li> <li>イ 調査、予測及び評価に当たっての留意事項 (第 3 の 2 の (5) ⑤及び⑥、(6) ④から⑥まで並びに (7) ③に掲げる事項)</li> </ul>

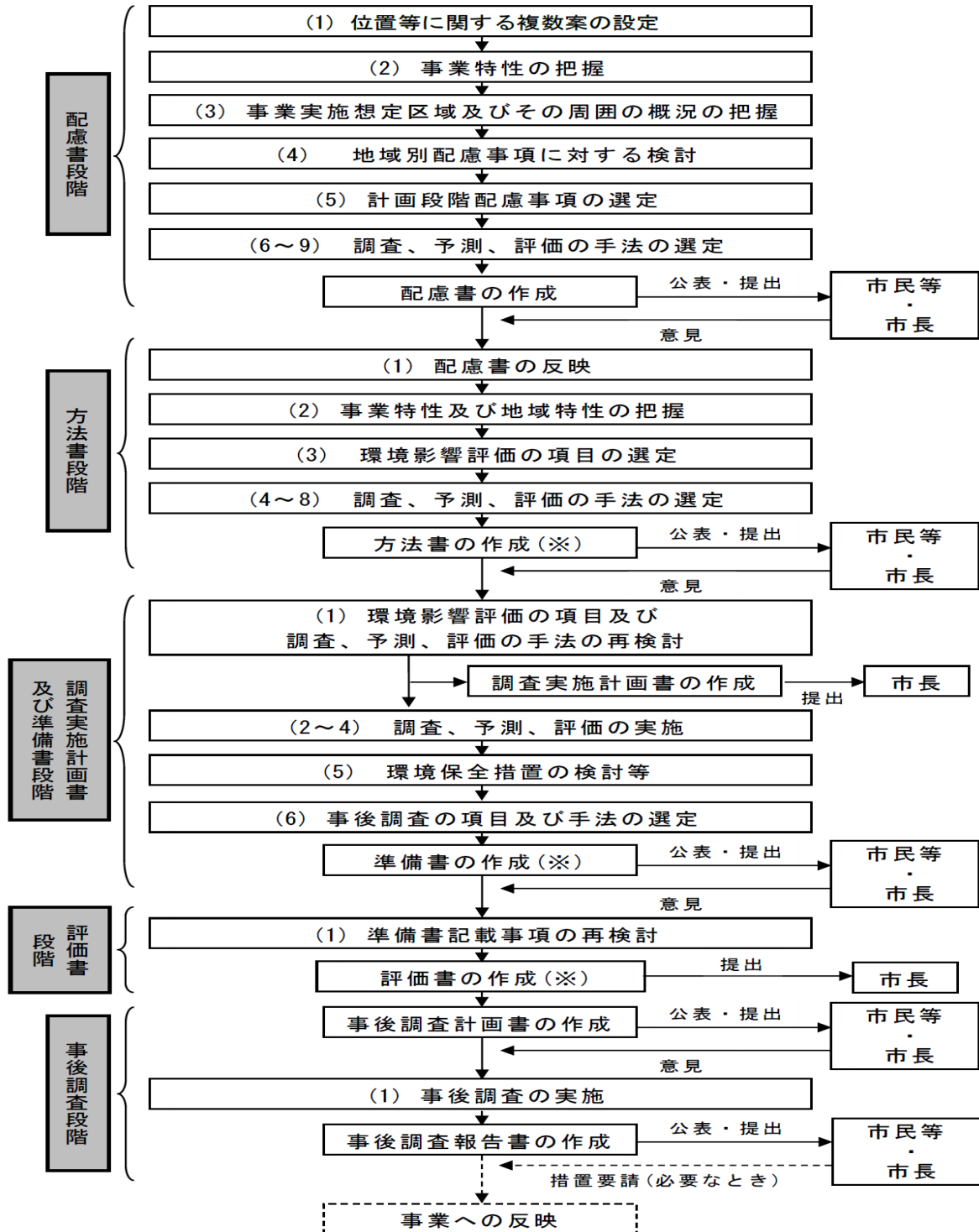
	(11) 環境影響評価の結果として次に掲げるもの	
	(11-1) 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3の2(3)により選定した環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に基づき実施した環境影響評価の結果を項目ごとに取りまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）を記載する。</li> </ul>
	(11-2) 環境の保全のための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3の2(4)により検討した環境の保全のための措置について、当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含めて記載する。</li> </ul>
	(11-3) 事後調査の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3の2(5)による検討の結果を記載する。</li> </ul>
	(11-4) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の選定項目に係る環境要素が受けるおそれがある環境影響について検討を行うため、選定項目ごとに取りまとめられた調査、予測及び評価の結果の概要を一覧できるように記載する。</li> </ul>
	(12) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載する。</li> </ul>
	(13) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>②(8)に準じる。</li> </ul>
⑤ 評価書	(1～12) 事業者の氏名及び住所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>④(1)から(12)に準じる。</li> <li>ただし、準備書に記載した事項との相違を明らかにする。</li> </ul>
	(13) 準備書について提出された意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例第28条第1項の規定により、提出された意見の概要を取りまとめて記載する。</li> </ul>
	(14) 準備書について公聴会における意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例第30条第1項の規定により開催された公聴会において、陳述された意見の概要を取りまとめて記載する。</li> </ul>
	(15) 準備書についての市長の意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例第31条第1項の規定により、市長が述べた意見を記載する。</li> </ul>
	(16) (13) (14) (15) の意見についての事業者の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>(13) (14) (15) の意見の概要又は意見の項目ごとに事業者の見解を明らかにする。</li> </ul>
	(17) 意見に基づき変更する準備書の内容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(15) の意見に基づき準備書の内容を変更するときは、その内容を記載する。</li> <li>準備書の内容を変更しないときは、その理由を記載する。</li> </ul>

	(18)その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>②(8)に準じる。</li> <li>前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項について記載する。</li> </ul>
⑥ 事後調査計画書	(1～2) 事業者の氏名及び住所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>②(1)から(2)に準じる。</li> </ul>
	(3) 事後調査の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価書に記載した事後調査の方針に基づいて具体化させた事後調査の項目、調査地点、調査期間及び頻度、並びに調査方法等次に掲げる事項について記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 事後調査を行う理由</li> <li>イ 事後調査の項目及び手法</li> <li>ウ 事後調査を行う時期及び期間</li> <li>エ 事後調査報告書の提出時期</li> <li>オ 事業者以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合にあっては、当該事業者以外の者との協力又は当該事業者以外の者への要請の方法及び内容</li> <li>カ 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、当該実施主体の氏名（法人にあっては、その名称）並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容</li> <li>キ その他事後調査の実施に関し必要な事項</li> </ul> </li> </ul>
	(4) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項について記載する。</li> </ul>
⑦ 事後調査報告書	(1～3)事業者の氏名及び住所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥(1)から(3)に準じる。</li> </ul>
	(4) 事後調査の結果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>事後調査計画書に従って行った事後調査の結果等次に掲げる事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 事後調査の結果</li> <li>イ 事後調査により環境の保全の見地から必要があると認めて措置を講じたときは、その内容</li> <li>ウ その他事後調査の結果に関し必要な事項</li> </ul> </li> </ul>
	(5) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項について記載する。</li> </ul>

## 2 実施の手順

手順は概ね次図のとおりとする。

### ■ 計画段階配慮事項の検討、環境影響評価及び事後調査の手順



### 第3 計画段階配慮事項の検討、環境影響評価及び事後調査 の手順

#### 1 配慮書段階

「1 配慮書段階」は、札幌市をベースに作成

##### (1) 位置等に関する複数案の設定

① 計画段階配慮事項の検討に当たっては、次に掲げるア、イの順を優先順位とした複数案を設定することを基本とし、その設定の考え方を明確にすること。

なお、アを優先できない場合には、その理由を明確にすること。

ア 事業の位置・規模に関する適切な複数案

イ 建造物等の構造・配置に関する適切な複数案

② 設定する複数案には、現実的である限り、ゼロオプション（事業を実施しない案）を含めるよう努めること。

③ 配慮書の作成は、事業の「位置・規模」又は「配置・構造」に係る複数案の設定が可能な時期から、「位置・規模」又は「配置・構造」が確定する前までに行うこと。

##### (2) 事業特性の把握

設定した事業案の検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす事業の内容（以下「事業特性」という。）について、次に掲げる事項を把握すること。

① 対象事業の種類

② 対象事業の規模

③ 対象事業実施想定区域

④ その他の対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

##### (3) 事業実施想定区域及びその周囲の概況の把握

① 設定した事業案について【別表2】を参照し、調査、予測及び評価に必要となる情報を選択し、事業実施想定区域及びその周囲の自然的・社会的状況（以下「地域特性」という。）を把握すること。

② 地域特性の把握に当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により行い、当該特性に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握すること。この場合においては、必要に応じ、静岡市（以下「本市」という。）その他の地方公共団体、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）から知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めること。

【別表2】は、県指針による

【別表2】地域の概況の調査項目

区分	項目名	内 容
地域の自然的状況に係る項目	気象	風向、風速、気温、日射量、雲量、降水量等
	河川、湖沼、海域、地下水	地理的分布、河川の流量、流況、波浪、潮汐、水深、湖沼等における成層・密度流等、地下水位、かん養状況、利用状況等
	地形	一般地形、水底地形等
	地質	一般地質、堆積物の状況等
	動物、植物	動植物相等
	自然災害	過去の地すべり、崩壊、洪水等の発生状況
	その他	地域景観、景勝地、野外レクリエーション地の分布状況等
地域の社会的状況に係る項目	行政区画	市町村境界、字界等
	人口	人口動態、人口密度、人口分布、流域人口、年齢別人口の状況等
	集落の状況	集落の分布、戸数等
	産業	工業出荷額、用水・燃料使用、産業別人口等
	交通	道路交通状況、鉄道・空港・港湾の利用状況等
	土地利用	土地利用の概況、用途地域等
	施設等の設置状況	学校及び病院その他の環境の保全について特に配慮が必要な施設等
	水域とその利用	水域の概況、水面利用、水利用、漁業権の設定状況等
	文化財等	史跡、名勝、天然記念物等の指定状況及び周知遺跡の分布状況
	各種開発計画等の策定状況	総合計画等
その他	水道事業計画等	
環境関係法令等に係る項目	環境保全対策の状況	下水道等環境整備の状況等
	関係法令による指定、規制等	公害防止に係る規制地域、公害防止計画地域、環境基準*の類型指定、自然環境保全に係る地域、国立公園等の地域、鳥獣保護区域等
	生活環境の状況等	大気質、騒音、振動、悪臭、水質等の状況（環境基準の確保の状況を含む。）、苦情件数等
	その他	条例に基づく規制基準等

※ 環境基準とは、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による環境上の条件についての基準をいう。



「(4) 地域別配慮事項に対する検討」は、市独自設定

(4) 地域別配慮事項に対する検討

- ① 多様な都市環境、自然環境を有する本市の実状を踏まえた計画段階配慮を適切に行うため、【別表3】に示す地域別配慮事項を参考に、(2)(3)で把握した結果を勘案しつつ、環境への影響をできる限り低減すべく配慮事項を検討する。
- ② 検討に当たっては、当該配慮事項のみならず、本市の環境に関する最新の情報や各種計画を把握するとともに、全国的な環境動向を踏まえた知見を加味するよう努める。
- ③ 検討した結果は、【参考様式】に示すように、配慮事項ごとに配慮した内容を整理するものとする。

【別表3】 地域別配慮事項

(1) 都市計画区域内（特定区域を除く）

	配慮事項
土地保全機能	<p>&lt;配慮の方向性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 扇状地、三角州など地形・地質が不安定な地域が多いため、地盤等への配慮</li> <li>・ 山地災害危険地区における山地災害防止への配慮</li> </ul> <p>&lt;配慮事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活断層を考慮した用地の選定</li> <li>・ 地形・地質条件を踏まえ安定した用地の選定</li> <li>・ 掘削等による地形改変の抑制</li> <li>・ 地盤沈下を防ぐための取水・揚水の抑制</li> <li>・ 山地災害危険地区における地形改変の抑制</li> </ul>
水資源保全機能	<p>&lt;配慮の方向性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体的に植生、土壌ともに水資源保全機能が低いため、雨水の浸透機能向上に配慮</li> <li>・ 水源涵養機能の高い森林等の保全への配慮</li> <li>・ 地下水への配慮</li> </ul> <p>&lt;配慮事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下水位低下を防ぐための取水・揚水の抑制</li> <li>・ 雨水の貯留及び浸透機能の保全と向上を考慮した施設の設計</li> <li>・ 地下水汚染を防ぐための排水の適正処理</li> <li>・ 農地・緑地の保全、改変後の緑化推進</li> </ul>

	配慮事項
生態系保全機能	<p>&lt;配慮の方向性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣保護区等の貴重な生物生息環境の保全への配慮</li> <li>興津川、巴川、富士川等の河川周辺や賤機山、高草山等に貴重な生態系がみられ、多様な生物の生息・生育環境の保全への配慮</li> <li>ビオトープネットワーク形成に資する緑地整備への配慮</li> </ul> <p>&lt;配慮事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貴重な野生生物の生息及び生育地を回避した用地の選定、地形改変の抑制、繁殖期を考慮した工期の設定</li> <li>野生動物の移動経路の確保</li> <li>河川、海岸等の水質汚濁を防ぐための排水の適正処理</li> <li>計画地の現存緑地の保全、及び生態系保全の観点から現地植生を考慮した緑化の推進</li> <li>施設からの騒音・振動等の発生抑制、及び夜間照明の拡散防止</li> </ul>
人と自然のふれあい機能	<p>&lt;配慮の方向性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市の身近な自然とのふれあいの場としての環境保全への配慮</li> </ul> <p>&lt;配慮事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域においては、市街地内の貴重な緑地の保全、及び地域環境に貢献する緑地・オープンスペースの創出</li> <li>市街化調整区域においては、建築物や工作物等の自然景観との調和、及び自然景観の保全に配慮した改変後の緑化推進</li> <li>自然景観資源の喪失を防ぐための地形改変の抑制</li> <li>巨樹等の景観資源や眺望点からの眺望の保全に配慮した建築物等の配置、規模等の計画</li> </ul>
社会的機能	<p>&lt;配慮の方向性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅や公共施設等の市街地・集落地環境に関わる影響への配慮</li> <li>文化財等の保全及びそれらと調和した景観への配慮</li> <li>市街化調整区域においては、市街地隣接地として丘陵地、河川周辺等の自然環境の保全への配慮</li> <li>持続可能な都市づくりへの配慮</li> </ul> <p>&lt;配慮事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事における大気汚染・騒音・振動・粉じん等の発生抑制</li> <li>河川や海の水質汚濁を防ぐための排水の適正処理</li> <li>施設からのばい煙・騒音・振動・悪臭等の発生抑制、有害化学物質による汚染防止</li> <li>地下水水位低下を防ぐための取水・揚水の抑制</li> <li>土壌汚染及び水質汚濁を防ぐための廃棄物の適正処理</li> <li>省エネ、リサイクル、再生可能エネルギーの使用等の低炭素化の推進</li> <li>建築物や工作物等の周辺景観との調和</li> <li>周辺地域への影響を緩和する緩衝緑地等の確保</li> <li>市街化区域においては、発生交通の適正処理及び公共交通利用の促進</li> </ul>

(2) 都市計画区域外（特定区域を除く）

	配慮事項
土地保全機能	<p>&lt;配慮の方向性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>急傾斜地があり、地形改変による災害防止への配慮</li> <li>広範囲にわたる山地災害危険地区における山地災害防止への配慮</li> </ul> <p>&lt;配慮事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活断層を考慮した用地の選定</li> <li>掘削等による地形改変の抑制</li> <li>山地災害危険地区における地形改変の抑制</li> </ul>
水資源保全機能	<p>&lt;配慮の方向性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水源涵養機能の高い森林等の保全への配慮</li> <li>地下水への配慮</li> </ul> <p>&lt;配慮事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土壌流出を防ぐための地形改変の抑制</li> <li>地下水汚染を防ぐための排水の適正処理</li> <li>森林伐採の抑制、伐採後の植林等による森林回復</li> </ul>
生態系保全機能	<p>&lt;配慮の方向性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林を主体とした地域で多様な動植物が分布しており、それらの生息・生育環境の保全への配慮</li> </ul> <p>&lt;配慮事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貴重な野生生物の生息及び生育地を回避した用地の選定、地形改変の抑制、繁殖期を考慮した工期の設定</li> <li>河川等の水質汚濁を防ぐための排水の適正処理</li> <li>計画地の現存緑地の保全及び現地植生を考慮した緑化の推進</li> <li>野生動物の移動経路の確保</li> <li>施設からの騒音・振動等の発生抑制、及び夜間照明の拡散防止</li> </ul>
人と自然のふれあい機能	<p>&lt;配慮の方向性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な自然とのふれあいの場としての環境保全への配慮</li> </ul> <p>&lt;配慮事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自然景観資源の喪失を防ぐための地形改変の抑制</li> <li>建築物や工作物等の自然景観との調和</li> <li>巨樹等の景観資源や眺望点からの眺望の保全に配慮した建築物等の配置、規模等の計画</li> <li>自然景観の保全に配慮した改変後の緑化推進</li> </ul>

	配慮事項
社会的機能	<p>&lt;配慮の方向性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下流域に対する汚染物質や土砂流入による水質悪化防止への配慮</li> <li>・ 集落地の生活環境保全への配慮</li> </ul> <p>&lt;配慮事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事における大気汚染・騒音・振動・粉じん等の発生抑制</li> <li>・ 河川の水質汚濁を防ぐための排水の適正処理</li> <li>・ 施設からのばい煙・騒音・振動・悪臭等の発生抑制、有害化学物質による汚染防止</li> <li>・ 地下水位低下を防ぐための取水・揚水の抑制</li> <li>・ 土壌汚染及び水質汚濁を防ぐための廃棄物の適正処理</li> </ul>

(3) 特定区域

	配慮事項
土地保全機能	<p>&lt;配慮の方向性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山地災害危険地区における山地災害防止への配慮</li> <li>・ 急傾斜地が多く、地形改変による災害防止への配慮（南ア）</li> <li>・ 地質が不安定な地域が多いため、地盤等への配慮（日・三）</li> </ul> <p>&lt;配慮事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掘削等による地形改変の抑制</li> <li>・ 山地災害危険地区における地形改変の抑制</li> <li>・ 活断層を考慮した用地の選定（南ア）</li> <li>・ 傾斜を考慮した用地の選定（南ア）</li> <li>・ 地形・地質条件を踏まえ安定した用地の選定（日・三）</li> <li>・ 地盤沈下を防ぐための取水・揚水の抑制（日・三）</li> </ul>
水資源保全機能	<p>&lt;配慮の方向性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水源涵養機能の高い森林等の保全への配慮</li> <li>・ 地下水への配慮</li> </ul> <p>&lt;配慮事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下水汚染を防ぐための排水の適正処理</li> <li>・ 土壌流出を防ぐための地形改変の抑制（南ア）</li> <li>・ 森林伐採の抑制、伐採後の植林等による森林回復（南ア）</li> <li>・ 地下水位低下を防ぐための取水・揚水の抑制（日・三）</li> <li>・ 農地・緑地の保全、改変後の緑化推進（日・三）</li> </ul>

	配慮事項
生態系保全機能	<p>&lt;配慮の方向性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貴重な野生生物の生息地及び貴重な植生群落の生育地が多く分布しており、それらの生息・生育環境の保全への十分な配慮（南ア）</li> <li>・ 三保海岸や特定植物群落としての松原、照葉樹林をはじめ、自然度の高い森林が広がっており、多様な生物の生息・生育環境の保全への配慮（日・三）</li> </ul> <p>&lt;配慮事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貴重な野生生物の生息及び生育地を回避した用地の選定、地形改変の抑制、繁殖期を考慮した工期の設定</li> <li>・ 河川、海岸等の水質汚濁を防ぐための排水の適正処理</li> <li>・ 野生動物の移動経路の確保</li> <li>・ 施設からの騒音・振動等の発生抑制、及び夜間照明の拡散防止</li> <li>・ 森林（特に自然林）の伐採抑制、改変後の自然環境の代替地確保または修復と再生、現地植生を考慮した植栽樹の選定（南ア）</li> <li>・ 計画地の現存緑地の保全及び地域の在来種を主体とした緑化の推進（日・三）</li> </ul>
人と自然のふれあい機能	<p>&lt;配慮の方向性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然公園等のすぐれた環境の保全への配慮</li> </ul> <p>&lt;配慮事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然景観資源の喪失を防ぐための地形改変の抑制</li> <li>・ 建築物や工作物等の自然景観との調和</li> <li>・ 巨樹等の景観資源の保全に配慮した建築物等の配置、規模等の計画</li> <li>・ 自然景観の保全に配慮した改変後の緑化推進</li> </ul>
社会的機能	<p>&lt;配慮の方向性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大井川下流域に対する汚染物質や土砂流入による水質悪化防止への十分な配慮（南ア）</li> <li>・ 世界遺産、文化財等の保全及びそれらと調和した景観への配慮（日・三）</li> </ul> <p>&lt;配慮事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事における大気汚染・騒音・振動・粉じん等の発生抑制</li> <li>・ 河川や海の水質汚濁を防ぐための排水の適正処理</li> <li>・ 施設からのばい煙・騒音・振動・悪臭等の発生抑制、有害化学物質による汚染防止</li> <li>・ 地下水位低下を防ぐための取水・揚水の抑制</li> <li>・ 土壌汚染及び水質汚濁を防ぐための廃棄物の適正処理</li> <li>・ 建築物や工作物等の規模の抑制及び周辺景観との調和（日・三）</li> <li>・ 省エネ、リサイクル、再生可能エネルギーの使用等の低炭素化の推進（日・三）</li> </ul>

※ 南ア : 南アルプスユネスコエコパーク区域、南アルプス国立公園及び奥大井県立自然公園の特別区域で特に配慮すべき事項

※ 日・三: 日本平・三保の松原県立自然公園特別区域で特に配慮すべき事項

【参考様式】地域別配慮チェックリスト

(1) 都市計画区域内（特定区域を除く）

	配慮事項	配慮の内容
土地保全機能	配慮の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>扇状地、三角州など地形・地質が不安定な地域が多いため、地盤等への配慮</li> <li>山地災害危険地区における山地災害防止への配慮</li> </ul>
	配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>活断層を考慮した用地の選定</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>地形・地質条件を踏まえ安定した用地の選定</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>掘削等による地形改変の抑制</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤沈下を防ぐための取水・揚水の抑制</li> <li>山地災害危険地区における地形改変の抑制</li> </ul>
水資源保全機能	配慮の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体的に植生、土壌ともに水資源保全機能が低いため、雨水の浸透機能向上に配慮</li> <li>水源涵養機能の高い森林等の保全への配慮</li> <li>地下水への配慮</li> </ul>
	配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水位低下を防ぐための取水・揚水の抑制</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>雨水の貯留及び浸透機能の保全と向上を考慮した施設的设计</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水汚染を防ぐための排水の適正処理</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>農地・緑地の保全、改変後の緑化推進</li> </ul>
生態系保全機能	配慮の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣保護区等の貴重な生物生息環境の保全への配慮</li> <li>興津川、巴川、富士川等の河川周辺や賤機山、高草山等に貴重な生態系がみられ、多様な生物の生息・生育環境の保全への配慮</li> <li>ビオトープネットワーク形成に資する緑地整備への配慮</li> </ul>
	配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>貴重な野生生物の生息及び生育地を回避した用地の選定、地形改変の抑制、繁殖期を考慮した工期の設定</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>野生動物の移動経路の確保</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>河川、海岸等の水質汚濁を防ぐための排水の適正処理</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>計画地の現存緑地の保全、及び生態系保全の観点から現地植生を考慮した緑化の推進</li> <li>施設からの騒音・振動等の発生抑制、及び夜間照明の拡散防止</li> </ul>
人と自然のふれあい機能	配慮の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市の身近な自然とのふれあいの場としての環境保全への配慮</li> </ul>
	配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域においては、市街地内の貴重な緑地の保全、及び地域環境に貢献する緑地・オープンスペースの創出</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化調整区域においては、建築物や工作物等の自然景観との調和、及び自然景観の保全に配慮した改変後の緑化推進</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然景観資源の喪失を防ぐための地形改変の抑制</li> <li>・巨樹等の景観資源や眺望点からの眺望の保全に配慮した建築物等の配置、規模等の計画</li> </ul>	
社会的機能	配慮の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅や公共施設等の市街地・集落地環境に関わる影響への配慮</li> <li>・文化財等の保全及びそれらと調和した景観への配慮</li> <li>・市街化調整区域においては、市街地隣接地として丘陵地、河川周辺等の自然環境の保全への配慮</li> <li>・持続可能な都市づくりへの配慮</li> </ul>	
	配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事における大気汚染・騒音・振動・粉じん等の発生抑制</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川や海の水質汚濁を防ぐための排水の適正処理</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設からのばい煙・騒音・振動・悪臭等の発生抑制、有害化学物質による汚染防止</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水位低下を防ぐための取水・揚水の抑制</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染及び水質汚濁を防ぐための廃棄物の適正処理</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ、リサイクル、再生可能エネルギーの使用等の低炭素化の推進</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物や工作物等の周辺景観との調和</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地域への影響を緩和する緩衝緑地等の確保</li> <li>・市街化区域においては、発生交通の適正処理及び公共交通利用の促進</li> </ul>	

(2) 都市計画区域外（特定区域を除く）

	配慮事項	配慮の内容
土地保全機能	配慮の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急傾斜地があり、地形改変による災害防止への配慮</li> <li>・広範囲にわたる山地災害危険地区における山地災害防止への配慮</li> </ul>
	配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活断層を考慮した用地の選定</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・掘削等による地形改変の抑制</li> <li>・山地災害危険地区における地形改変の抑制</li> </ul>
水資源保全機能	配慮の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源涵養機能の高い森林等の保全への配慮</li> <li>・地下水への配慮</li> </ul>
	配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌流出を防ぐための地形改変の抑制</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水汚染を防ぐための排水の適正処理</li> <li>・森林伐採の抑制、伐採後の植林等による森林回復</li> </ul>

生態系保全機能	配慮の方向性	・森林を主体とした地域で多様な動植物が分布しており、それらの生息・生育環境の保全への配慮
	配慮事項	・貴重な野生生物の生息及び生育地を回避した用地の選定、地形改変の抑制、繁殖期を考慮した工期の設定
		・河川等の水質汚濁を防ぐための排水の適正処理
		・計画地の現存緑地の保全及び現地植生を考慮した緑化の推進
		・野生動物の移動経路の確保
・施設からの騒音・振動等の発生抑制、及び夜間照明の拡散防止		
人と自然のふれあい機能	配慮の方向性	・多様な自然とのふれあいの場としての環境保全への配慮
	配慮事項	・自然景観資源の喪失を防ぐための地形改変の抑制
		・建築物や工作物等の自然景観との調和
		・巨樹等の景観資源や眺望点からの眺望の保全に配慮した建築物等の配置、規模等の計画
・自然景観の保全に配慮した改変後の緑化推進		
社会的機能	配慮の方向性	・下流域に対する汚染物質や土砂流入による水質悪化防止への配慮 ・集落地の生活環境保全への配慮
	配慮事項	・工事における大気汚染・騒音・振動・粉じん等の発生抑制
		・河川の水質汚濁を防ぐための排水の適正処理
		・施設からのばい煙・騒音・振動・悪臭等の発生抑制、有害化学物質による汚染防止
		・地下水位低下を防ぐための取水・揚水の抑制
・土壌汚染及び水質汚濁を防ぐための廃棄物の適正処理		

### (3) 特定区域

	配慮事項	配慮の内容
土地保全機能	配慮の方向性	・山地災害危険地区における山地災害防止への配慮 ・急傾斜地が多く、地形改変による災害防止への配慮（南ア） ・地質が不安定な地域が多いため、地盤等への配慮（日・三）
	配慮事項	・掘削等による地形改変の抑制 ・山地災害危険地区における地形改変の抑制



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・活断層を考慮した用地の選定（南ア）</li> <li>・傾斜を考慮した用地の選定（南ア）</li> <li>・地形・地質条件を踏まえ安定した用地の選定（日・三）</li> <li>・地盤沈下を防ぐための取水・揚水の抑制（日・三）</li> </ul>	
水資源保全機能	配慮の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源涵養機能の高い森林等の保全への配慮</li> <li>・地下水への配慮</li> </ul>	
	配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水汚染を防ぐための排水の適正処理</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌流出を防ぐための地形改変の抑制（南ア）</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林伐採の抑制、伐採後の植林等による森林回復（南ア）</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水位低下を防ぐための取水・揚水の抑制（日・三）</li> <li>・農地、緑地の保全、改変後の緑化推進（日・三）</li> </ul>	
生態系保全機能	配慮の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貴重な野生生物の生息地及び貴重な植生群落の生育地が多く分布しており、それらの生息・生育環境の保全への十分な配慮（南ア）</li> <li>・三保海岸や特定植物群落としての松原、照葉樹林をはじめ、自然度の高い森林が広がっており、多様な生物の生息・生育環境の保全への配慮（日・三）</li> </ul>	
	配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貴重な野生生物の生息及び生育地を回避した用地の選定、地形改変の抑制、繁殖期を考慮した工期の設定</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川等の水質汚濁を防ぐための排水の適正処理</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・野生動物の移動経路の確保</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設からの騒音・振動等の発生抑制、及び夜間照明の拡散防止</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林（特に自然林）の伐採抑制、改変後の自然環境の代替地確保または修復と再生、現地植生を考慮した植栽樹の選定（南ア）</li> <li>・計画地の現存緑地の保全及び地域の在来種を主体とした緑化の推進（日・三）</li> </ul>	
人と自然のふれあい機能	配慮の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園等のすぐれた環境の保全への配慮</li> </ul>	
	配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然景観資源の喪失を防ぐための地形改変の抑制</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物や工作物等の自然景観との調和</li> <li>・巨樹等の景観資源の保全に配慮した建築物等の配置、規模等の計画</li> <li>・自然景観の保全に配慮した改変後の緑化推進</li> </ul>	

社会的機能	配慮の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大井川下流域に対する汚染物質や土砂流入による水質悪化防止への十分な配慮（南ア）</li> <li>・世界遺産、文化財等の保全及びそれらと調和した景観への配慮（日・三）</li> </ul>
	配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事における大気汚染・騒音・振動・粉じん等の発生抑制</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の水質汚濁を防ぐための排水の適正処理</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設からのばい煙・騒音・振動・悪臭等の発生抑制、有害化学物質による汚染防止</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水位低下を防ぐための取水・揚水の抑制</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染及び水質汚濁を防ぐための廃棄物の適正処理</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物や工作物等の規模の抑制及び周辺景観との調和（日・三）</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ、リサイクル、再生可能エネルギーの使用等の低炭素化の推進（日・三）</li> </ul>

※ 南ア : 南アルプスユネスコエコパーク区域、南アルプス国立公園及び奥大井県立自然公園の特別区域で特に配慮すべき事項

※ 日・三 : 日本平・三保の松原県立自然公園特別区域で特に配慮すべき事項

(5)～(10)は、方法書段階の(3)～(8)をベースに一部変更

## (5) 計画段階配慮事項の選定

- ① 本市は山岳地、田園地、都市部、海岸部など多様な地域があり、これらの特性に応じた視点での環境配慮や事業者の意識啓発が重要である。このため、設定した事業案に係る計画段階配慮事項の選定は、(4)の検討結果を考慮しつつ、【別表4】を用いて当該対象事業の実施により環境影響を及ぼすおそれがある要因(以下「環境影響要因」という。)及び当該環境影響要因によって影響を受けるおそれがある環境の構成要素(以下「環境要素」という。)を細区分することにより行うものとする。
- ② 環境影響要因の細区分は、環境影響評価を行う時点における事業計画の内容等に応じて、次に掲げる環境影響要因のそれぞれに関し、物質等を排出し、又は既存の環境を損ない若しくは変化させる等の要因を整理するものとする。
  - ア 対象事業に係る工事の実施(以下「工事の実施」という。)
  - イ 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの(以下「土地又は工作物の存在及び供用」という。)
- ③ 環境要素の細区分は、【別表4】の左欄に掲げる環境要素に関し、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮し、客観的かつ科学的に検討して適切に定めるものとする。
- ④ 計画段階配慮事項の選定に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとし、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにする。
- ⑤ 選定した計画段階配慮事項(以下「選定事項」という。)については、その一覧を明示するとともに、環境影響評価の項目として選定した理由を明らかにし、また、選定しなかった項目についてもその理由を明らかにするものとする。
- ⑥ 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法を選定する過程において、計画段階配慮事項の選定に係る新たな事情が生じた場合には、必要に応じ選定事項の見直しを行うものとする。

【別表4】環境影響要因と環境要素との関連表

環境要素の区分		環境影響 要因の区分	工事の 実施			土地又は工作物 の存在及び供用			
		細区分							
① 大気環境	大気質								
	音								
	振動								
	臭い								
	局地風								
	その他								
② 水環境	水質								
	底質								
	地下水								
	その他								
③ 土壌環境	土壌								
④ 地形及び地質	地盤								
	地下水								
	河川								
	海況								
	その他								
⑤ 動物・植物・ 生態系	動物								
	植物								
	生態系								
⑥ 景観									
⑦ 文化財									
⑧ 人と自然の触れ合いの 活動の場									
⑨ 廃棄物									
⑩ 地球環境									
⑪ その他									

備考

- 1 環境影響要因及び環境要素の細区分の欄には、事業特性及び地域特性を考慮し、適切かつ具体的な環境影響要因及び環境要素を記入すること。
- 2 環境影響要因の細区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがある環境要素の欄に○印を付けること。

## (6) 調査、予測及び評価の手法の選定

### ① 選定に当たっての基本的事項

選定事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、環境要素の区分ごとに、次に掲げる事項を踏まえること。

#### ア 大気環境、水環境、土壌環境、地形及び地質

【別表4】に掲げる環境要素のうち①から④までに係る選定事項については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化の程度を調査し、これらが人の健康又は生活環境若しくは自然環境に及ぼす影響を把握できること。

#### イ 動物、植物

【別表4】に掲げる環境要素のうち⑤の動物、植物に係る選定事項については、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は自然保護上若しくは希少性の観点から注目すべき種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は自然保護上若しくは希少性の観点から動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況並びに植物の注目すべき群落の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

#### ウ 生態系

【別表4】に掲げる環境要素のうち⑤の生態系に係る選定事項については、イの調査結果その他の調査結果により、概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性\*、典型性\*\*及び特殊性\*\*\*の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生息環境又は生育環境の状況を踏まえた上で、当該生息地又は生育地におけるこれらの生態及び他の動植物との関係並びにこれらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。

\* 生態系の上位に位置する性質をいう。

\*\* 地域の生態系の特徴を典型的に表す性質をいう。

\*\*\* 特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。

#### エ 景観

【別表4】に掲げる環境要素のうち⑥に係る選定事項については、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握できること。

#### オ 文化財

【別表4】に掲げる環境要素のうち⑦に係る選定事項については、歴史上の遺跡及び法令等に基づく指定を受けた有形の文化財の位置、規模、内容等を調査し、これら

に対する影響の程度を把握できること。

#### カ 人と自然との触れ合いの活動の場

【別表4】に掲げる環境要素のうち⑧に係る選定事項については、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

#### キ 廃棄物、地球環境

【別表4】に掲げる環境要素のうち⑨及び⑩に係る選定事項については、廃棄物及び地球環境に影響を与える物質に関し、それらの発生量その他の環境への負荷の量及び抑制の程度を把握できること。

#### ク その他

上記以外の環境要素について、事業特性により必要と思われるものについて選定し、影響の程度を把握するために適切な調査手法等を選定するよう努めること。

- ② 調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとし、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにする。
- ③ 調査、予測及び評価の手法の選定を行ったときは、選定した手法及び選定した理由を明らかにできるように整理するものとする。
- ④ 計画段階配慮を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じた場合には、必要に応じ選定した手法の見直しを行うものとする。

### (7) 調査の手法

- ① 調査の手法の選定に当たっては、環境要素に係る選定事項ごとに、次のアからオまでに掲げる調査の手法に関する事項について、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案して、適切に予測及び評価を行うために必要なものを選定するものとする。

#### ア 調査すべき情報

選定事項に係る環境要素の現状に関する情報、気象その他の自然的状況、人口その他の社会的状況又は環境関係法令等に関する情報

#### イ 調査の基本的な手法

国、県又は関係する市町村が有する文献その他の資料の入手、専門家からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

ウ 調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。）

対象事業の実施により環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

エ 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（以下「調査地点」という。）

調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

オ 調査に係る期間、時期又は時間帯（以下「調査期間等」という。）

調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

- ② ①アの調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定項目に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。
- ③ ①オの調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう調査に係る期間を設定するものとする。
- ④ 調査の手法を選定するに当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。
- ⑤ 調査の手法を選定するに当たっては、情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域の設定の根拠、調査の日時等を明らかにするとともに、その妥当性を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。
- ⑥ 長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合には、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにするものとする。

## （８）予測の手法

- ① 予測の手法の選定に当たっては、環境要素に係る選定事項ごとに、次のアからエまでに掲げる予測の手法に関する事項について、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案して、適切に評価を行うために必要なものを選定するものとする。

ア 予測の基本的な手法

環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、定量的に把握する手法

イ 予測の対象とする地域（以下「予測地域」という。）

調査地域のうちから適切に選定された地域

ウ 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握する場合における当該地点（以下「予測地点」という。）

選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、予測地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的な地点

エ 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（以下「予測対象時期等」という。）

工事の実施による環境影響が最大になる時期、供用開始後事業活動等が定常状態になる時期その他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

- ② ①アの予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定するものとする。
- ③ ①エの予測の対象とする時期については、供用開始後事業活動等が定常状態に至るまでに長期間を要する場合又は予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合にあっては、必要に応じ中間的な時期での予測を行うものとする。
- ④ 予測の手法を選定するに当たっては、予測の手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を明らかにできるようにするものとする。
- ⑤ 予測の手法を選定するに当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況）を勘案して予測が行われるようにするものとする。この場合において、将来の環境の状況は、本市又は国、県等が有する情報を収集して推定するとともに、将来の環境の状況の推定に当たって、本市又は国、県等が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるように整理するものとする。
- ⑥ 予測の手法を選定するに当たっては、対象事業において新規の予測の手法を用いる場合及びその他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合には、当該不確実性の内容を明らかにするものとする。



## (9) 評価の手法

評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ① 調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により当該選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、若しくはその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する手法であること。
- ② 本市または国、県、その他の地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が測られているかどうかを評価する手法であること。
- ③ 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

## 2 方法書段階

### (1) 配慮書の反映

#### ① 配慮書段階から対象事業決定への経緯

配慮書段階で検討した複数案から当該対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の経緯を明らかにすること。

#### ② 環境保全の見地からの意見及び市長意見の反映

配慮書手続を実施した場合、配慮書に対する環境保全の見地からの意見及び市長意見を踏まえ、方法書を作成するよう努めること。

#### ③ 方法書以降の手続に当たっては、計画段階配慮事項についての検討段階において収集し、及び整理した情報並びにその結果を最大限活用すること。

(1) は、札幌市を参考に追加  
(2) 以降は、原則県指針による

### (2) 事業特性及び地域特性の把握

#### ① 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、事業特性及び地域特性を把握する。

#### ② 事業特性に関しては、【別表5】に掲げる情報を把握する。

#### ③ 地域特性に関しては、配慮書段階で【別表4】を参考に把握した情報をもとに、必要に応じて、市長等の意見を踏まえて情報を追加する。追加する情報の把握に当たっては、第3の1(3)②に準じて行うものとする。

【別表5】事業特性に関する情報

項目	内容
事業予定地	位置
計画面積	全体面積、現況地目別面積、自然地改変面積
計画人口	利用者数、従業員数等
事業予定	工事着手予定年月日、供用開始予定年月日
土地利用計画	施設用途別面積等
造成計画等	伐採面積、切盛土面積・土量・施工計画、埋立面積、土石搬入・残土処理計画等
施設計画	建築物・工作物等の位置、規格等
道路計画	工事用道路、アクセス道路の位置・構造、発生集中交通量等
給水計画	水源別取水量、用途別計画給水量等
雨水排水計画	集水区域、計画排水量、排水施設の種類、放流河川等
汚水排水計画	計画汚水量、排水施設の種類、処理方法、排水水質、排水量、放流河川等

燃料等使用計画	使用燃料等の種類・使用量、燃料等の消費施設の種類・規模等
廃棄物処理計画	種類別計画処理量、処理方法、処理施設の種類等
緑化計画	緑化方法、緑地面積、緑被率等
防災計画	防災施設計画、施設の構造・規模、地域防災計画との関係等
文化財等保護計画	文化財等の保護方法等
工事計画	工事方法、使用機材・資材、工事工程等

### (3) 環境影響評価の項目の選定

- ① 対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、【別表4】を用いて環境影響要因及び環境要素を細区分することにより行うものとする。
- ② 環境影響要因の細区分は、環境影響評価を行う時点における事業計画の内容等に応じて、次に掲げる環境影響要因のそれぞれに関し、物質等を排出し、又は既存の環境を損ない若しくは変化させる等の要因を整理するものとする。
  - ア 工事の実施
  - イ 土地又は工作物の存在及び供用
- ③ 環境要素の細区分は、【別表4】の左欄に掲げる環境要素に関し、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮し、客観的かつ科学的に検討して適切に定めるものとする。
- ④ 環境影響評価の項目の選定に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。
- ⑤ 選定した環境影響評価の項目（以下「選定項目」という。）については、その一覧を明示するとともに、環境影響評価の項目として選定した理由を明らかにし、又選定しなかった項目についてもその理由を明らかにするものとする。
- ⑥ 環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において環境影響評価の項目の選定に係る新たな事情が生じた場合には、必要に応じ選定項目の見直しを行うものとする。

### (4) 調査、予測及び評価の手法の選定

- ① 選定に当たっての基本的事項

対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、環境要素の区分ごとに、次に掲げる事項を踏まえること。

  - ア 大気環境、水環境、土壌環境、地形及び地質

【別表4】に掲げる環境要素のうち①から④までに係る選定項目については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化の程度を調査し、これらが人の健康又は生活環境若しくは自然環境に及ぼす影響を把握できること。

#### イ 動物、植物

【別表4】に掲げる環境要素のうち⑤の動物、植物に係る選定項目については、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は自然保護上若しくは希少性の観点から注目すべき種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は自然保護上若しくは希少性の観点から動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況並びに植物の注目すべき群落の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

#### ウ 生態系

【別表4】に掲げる環境要素のうち⑤の生態系に係る選定項目については、イの調査結果その他の調査結果により、概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性\*、典型性\*\*及び特殊性\*\*\*の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生息環境又は生育環境の状況を踏まえた上で、当該生息地又は生育地におけるこれらの生態及び他の動植物との関係並びにこれらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。

\* 生態系の上位に位置する性質をいう。

\*\* 地域の生態系の特徴を典型的に表す性質をいう。

\*\*\* 特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。

#### エ 景観

【別表4】に掲げる環境要素のうち⑥に係る選定項目については、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握できること。

#### オ 文化財

【別表4】に掲げる環境要素のうち⑦に係る選定項目については、歴史上の遺跡及び法令等に基づく指定を受けた有形の文化財の位置、規模、内容等を調査し、これらに対する影響の程度を把握できること。

#### カ 人と自然との触れ合いの活動の場

【別表4】に掲げる環境要素のうち⑧に係る選定項目については、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を

把握できること。

#### キ 廃棄物、地球環境

【別表4】に掲げる環境要素のうち⑨及び⑩に係る選定項目については、廃棄物及び地球環境に影響を与える物質に関し、それらの発生量その他の環境への負荷の量及び抑制の程度を把握できること。

#### ク その他

上記以外の環境要素について、事業特性により必要と思われるものについて選定し、影響の程度を把握するために適切な調査手法等を選定するよう努めること。

- ② 調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて行うものとする。
- ③ 調査、予測及び評価の手法の選定を行ったときは、選定した手法及び選定した理由を明らかにできるように整理するものとする。
- ④ 環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じた場合には、必要に応じ選定した手法の見直しを行うものとする。

### (5) 調査の手法

- ① 対象事業に係る環境影響評価の調査の手法の選定に当たっては、環境要素に係る選定項目ごとに、次のアからオまでに掲げる調査の手法に関する事項について、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案して、適切に予測及び評価を行うために必要なものを選定するものとする。

#### ア 調査すべき情報

選定項目に係る環境要素の現状に関する情報、気象その他の自然的状況、人口その他の社会的状況又は環境関係法令等に関する情報

#### イ 調査の基本的な手法

国、県又は関係する市町村が有する文献その他の資料の入手、専門家からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

#### ウ 調査地域

対象事業の実施により環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

#### エ 調査地点

調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、

調査地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点  
オ 調査期間等

調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、  
時期又は時間帯

- ② ①アの調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定項目に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。
- ③ ①オの調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう調査に係る期間を設定するものとする。
- ④ 調査の手法を選定するに当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。
- ⑤ 調査の手法を選定するに当たっては、情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域の設定の根拠、調査の日時等を明らかにするとともに、その妥当性を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。
- ⑥ 長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合には、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにするものとする。

## (6) 予測の手法

- ① 対象事業に係る環境影響評価の予測の手法の選定に当たっては、環境要素に係る選定項目ごとに、次のアからエまでに掲げる予測の手法に関する事項について、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案して、適切に評価を行うために必要なものを選定するものとする。

ア 予測の基本的な手法

環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、定量的に把握する手法

イ 予測地域

調査地域のうちから適切に選定された地域

ウ 予測地点

選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、予測地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的な地点

エ 予測対象時期等

工事の実施による環境影響が最大になる時期、供用開始後事業活動等が定常状態になる時期その他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

- ② ①アの予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定するものとする。
- ③ ①エの予測の対象とする時期については、供用開始後事業活動等が定常状態に至るまでに長期間を要する場合又は予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合にあっては、必要に応じ中間的な時期での予測を行うものとする。
- ④ 予測の手法を選定するに当たっては、予測の手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を明らかにできるようにするものとする。
- ⑤ 予測の手法を選定するに当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況）を勘案して予測が行われるようにするものとする。この場合において、将来の環境の状況は、本市又は国、県等が有する情報を収集して推定するとともに、将来の環境の状況の推定に当たって、本市又は国、県等が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるように整理するものとする。
- ⑥ 予測の手法を選定するに当たっては、対象事業において新規の予測の手法を用いる場合及びその他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合には、当該不確実性の内容を明らかにするものとする。

## （7）評価の手法

対象事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ① 調査及び予測の結果並びに第3の3(5)による環境保全措置の検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶお

それがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減され、若しくはその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する手法であること。

- ② 本市または国、県、その他の地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が測られているかどうかを評価する手法であること。
- ③ 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

#### (8) 手法の重点化及び簡略化

- ① 対象事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法の選定に当たっては、必要に応じ、重点化手法又は簡略化手法を選定するものとする。
- ② 重点化手法は、次に掲げる要件のいずれかに該当すると認められる場合に選定するものとする。
  - ア 事業特性により、選定項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。
  - イ 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
    - (ア) 選定項目に関して環境影響を受けやすい地域その他の対象
    - (イ) 選定項目に関して環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象
    - (ウ) 選定項目に関する環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域
- ③ 簡略化手法は、次に掲げる要件のいずれかに該当すると認められる場合に選定するものとする。
  - ア 選定項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。
  - イ 対象事業実施区域又はその周囲に、選定項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。
  - ウ 類似の事例により当該選定項目に関する環境影響の程度が明らかであること。
  - エ 選定項目に関する予測及び評価において必要とされる情報が、第2章に定められている調査の手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。



(1)～(4)は、札幌市を参考に追加

### 3 調査実施計画書及び準備書段階

#### (1) 環境影響評価の項目及び調査、予測、評価の手法の再検討

- ① 方法書に対する環境保全の見地からの意見及び市長意見を踏まえ、必要に応じ、環境影響の項目及び調査、予測、評価の手法について再検討を行うこと。
- ② 検討の結果、修正を行った場合にあっては、修正の内容を明らかにすること。

#### (2) 調査実施に当たっての留意事項

- ① 調査により得られた情報が記載されていた文献名、行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにすること。
- ② 長期間の観測結果が存在する項目について現地調査を行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較すること。

#### (3) 予測実施に当たっての留意事項

- ① 工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合には、必要に応じ中間的な時期での予測を行うこと。
- ② 予測の結果を示すに当たっては、予測の手法に係る予測地域等の設定の根拠、予測の手法の特徴及びその適用範囲、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数等について、項目特性、対象事業の特性及び関係地域の概況に照らし、それぞれの内容及び妥当性と併せて明らかにすること。
- ③ 対象事業以外の要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合等においては、現在の環境の状況。）を明らかに出来るように整理し、これを勘案して予測を行うこと。この場合において、当該地域の将来の環境の状況は、本市その他の関係地方公共団体が有する情報を収集して推定すること。

なお、将来の環境の状況の推定に当たって国又は本市その他の関係地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込む場合には、当該施策の内容を明らかにすること。

#### (4) 評価実施に当たっての留意事項

- ① 事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に

応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを検討すること。この場合においては、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにすること。

- ② 国又は本市その他の関係地方公共団体が実施する環境に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関し基準又は目標が示されている場合には、これらとの整合が図られているかどうかを検討すること。
- ③ 事業者以外が行う環境保全措置等の効果を見込む場合には、当該措置等の内容を明らかにすること。
- ④ 選定項目ごとの調査、予測及び評価結果に基づき、結果の一覧表を作成する等の整理を行い、各選定項目の特性、対象事業の特性及び関係地域の概況を踏まえ、対象事業に係る総合的な環境影響の評価を行うこと。

#### (5) 環境保全措置に関する事項

(5)(6)は、県指針による

##### ① 環境保全措置の検討

ア 対象事業に係る環境影響評価を行うに当たっては、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあつては、実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境保全措置を検討するものとする。

イ 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえて、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討するものとする。

##### ② 検討結果の検証

環境保全措置の検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする。

##### ③ 検討結果の整理

環境保全措置の検討に当たっては、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理するものとする。

ア 環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法

イ 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度

ウ 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響

エ 代償措置にあつては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由

オ 代償措置にあつては、損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容

④ 配慮項目に係る措置の検討

配慮項目に係る措置の検討に当たっては、当該配慮項目に係る地域環境への負荷の質及び量の抑制を図るものとする。

(6) 事後調査の項目及び手法の選定に関する事項

① 事後調査の検討

予測を行った選定項目については、予測の妥当性を検証するため、対象事業に係る工事等の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握する事後調査を行うものとする。

ただし、予測の結果、環境影響の程度が小さいことが明らかな項目については、事後調査を行わないことができる。

② 事後調査の手法の選定に当たっての留意事項

ア 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。

イ 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。

「4 評価書段階」は、札幌市を参考に追加

#### 4 評価書段階

- (1) 準備書に対する市長等の意見に配慮し、必要に応じて、準備書の記載事項について再検討を行うこと。
- (2) 検討の結果、修正を行った場合には、準備書との相違を明らかにすること。  
また、環境影響評価の項目、調査等の手法、環境保全措置及び事後調査について追加又は修正を行う場合には、前述の方法書又は準備書の例により、項目の選定等を行うこと。

5 (1) (2) は、札幌市を参考に追加

#### 5 事後調査計画書及び事後調査報告書段階

##### (1) 事後調査実施の留意事項

- ① 行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにすること。
- ② 長期間の観測結果が存在する項目について現地調査を行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるように整理すること。

##### (2) 事後調査結果後の環境保全措置の検討

事後調査の結果を踏まえ、評価書に記載された措置のうち、事後調査の結果に応じ講じていた措置について検討するとともに、代償措置を講じる場合にあっては、その効果の不確実性の程度及び知見の充実の程度を踏まえ、必要に応じ当該代償措置の結果に応じた環境保全措置について検討すること。

また、検討結果の検証及び整理を、前述の環境保全措置の例により行うこと。

##### (3) 事後調査報告書の作成・提出時期

- ① 事後調査計画書に基づき調査を実施した後、その調査結果について整理、検討等を行い事後調査報告書を作成し、工事完了後に速やかに提出すること。
- ② 工事期間が長期に及ぶ場合や、供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合には、事後調査計画書に定めた時期、期間に基づき、適宜、事後調査の結果をとりまとめた書類を提出すること。